



第2次大阪府健康増進計画【概要】

【根拠法令】

- 健康増進法 第8条 都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策（基本的な方向と推進目標）についての基本的な計画を定めるものとする。
- 平成17年12月「医療制度改革大綱」で、生活習慣病の予防は医療費適正化にも資することから、「治療重点の医療から疾病の予防を重視した保健医療体系へと転換を図ること」とされた。
- 「健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現」をめざして平成13年8月に作成された「健康おおさか21」の理念、運動目標、基本方針を継承しつつ、メタボの予防と改善のための目標項目を加え、平成20年8月に「大阪府健康増進計画」を策定。

【国の次期計画における主な見直し点(基本的な方向)】(H24. 7 大臣告示)

- 1 最終目標値に、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を設定
 - 2 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
 - 3 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
 - 4 健康を支え、守るために社会環境の整備
 - 5 栄養、食生活、身体活動、運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善
- ⇒上記 5つの基本的な方向に対応して、53項目の具体的な目標を設定

前計画の評価：目標項目82項目のうち、「目標達成、或は未達成だが改善傾向」 ⇒ 約5割

